

南箕輪村女性の働きやすい環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性活躍の推進を図るため、女性が働きやすい職場環境の整備を行う中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、南箕輪村補助金等交付規則（昭和59年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、村内に事業所又は事務所を有する中小企業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する事業

ア 女性専用の更衣室、トイレ又は休憩室の整備

イ 託児又は授乳のためのスペースの整備

ウ ア、イに掲げるもののほか、女性が働きやすい職場環境づくりに資する施設の整備で、村長が認めるもの

(2) 前条の者が村内に所有する事業所又は事務所において行う事業

(3) 村内に本店を有する法人又は村内に住所若しくは主たる事務所を有する個人事業者が整備を請け負う事業

(4) 他の補助金（国、県又は他市町村の補助金を含む。）を受けていない事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の事業に要する経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限は50万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南箕輪村女性の働きやすい環境整備補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 事業に係る設計図面

(2) 事業に係る見積書の写し

(3) 事業予定箇所の写真

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、南箕輪村女性の働きやすい環境整備補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

(変更承認の申請)

第7条 申請者は、次のいずれかに該当するときは、南箕輪村女性の働きやすい環境整備補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、提出を省略できる。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときを含む。)
- (3) 事業を中止しようとするとき。

2 前項第1号の場合にあつては、申請書に次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 変更後の設計図面
- (2) 変更後の見積書の写し

3 村長は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、南箕輪村女性の働きやすい環境整備補助金変更・中止承認通知書(様式第4号)により申請者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、南箕輪村女性の働きやすい環境整備補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る領収書等支払を証する書類の写し
- (2) 事業の実施を示す写真

2 前項の書類の提出期限は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金額の確定)

第9条 村長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、南箕輪村女性の働きやすい環境整備補助金確定通知書(様式第6号)により申請者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに南箕輪村女性の働きやすい環境整備補助金交付請求書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。